



法務史料展示室だより 第十三号

時をたずねて

季刊 二〇〇七年四月

「史料は語る」第十三回

■司法省日誌②

前回の本欄では、明治六年（一八七三）以降発刊された『司法省日誌』（本欄では、以下『日誌』と表記します。）が、当時の裁判関係者にとつて貴重な情報源となり得たであろうこと、しかし、各府県の裁判実務担当者たちが『日誌』に登載された記事を判決へ引用する際には、必ず同省への「伺^{うかがい}」を経た上で行うよう求められていたことについて述べました。また、『日誌』記事に慎重な取扱いが要求された背景には、当時、各府県が有していた裁判権を回収し、司法省の下で二手に担おうとする同省の意向があったであろうとの見解も示しました。

ところが、『日誌』登載記事の取扱いをめぐっては、明治七年（一八七四）に入ると司法省の対応が一変します。明治七年一月二〇日、司法省から各

裁判所及び各府県にあてて出された法令には、例外付きながら、『日誌』登載記事の引用を認めるとの方針が打ち出されたのです。このことはつまり、『日誌』が単に情報の提供にとどまるのではなく、そこに登載された記事そのものが、「法源^{ほうげん}」（裁判官の判断基準となるべき規範）としての効力をもちうるようになってきたことを意味します。特に法条解釈の前提となる情報を求めていた各府県の裁判実務担当者たちにとつては、従来の要望が実現したわけでは、従来は、

人～第十三回『鶴田皓』③

明治8年（1875）以降、我が国では、西欧法の原則に基づく刑法典の編さんに向けた動きが本格化します。その詳しい過程については、「史料は語る」の欄で改めて触れる機会があるかと思いますが、今回は、そこで鶴田が果たした役割について述べてみましょう。

明治9年（1876）5月、刑法典の編さんは、日本人の手で草案を作成するとして当初の方針から、お雇い外国人ポアソナードが起草した原案をもとに彼と日本人委員が合議して草案を作成するという方針に転換されました。そして、この方針転換の結果、日本側編さん委員代表としてポアソナードと討論・質疑を行う役割を担うことになったのが、鶴田皓でした。

ポアソナードと鶴田は、各条文をめぐって激しい議論を交わしています。例えば、「自首^{じしゆ}」規定を置く理由について、「自首スレハ夫レ丈ケノ手数ヲ省クノ便益ヲ得ルニ付」刑を軽減すべき、などと考えるポアソナードに対し、鶴田は「日本ニ於テ自首律ヲ用ルハ全ク其犯人ノ悪心ヲ改メ善心ニ移ルヲ勤メントノ主意ナリ」などと、日本において伝統的に用いられてきた「律^{りつ}」の考え方にもとづく主張を行っています（早稲田大学鶴田文書研究会編『日本刑法草案会議筆記 第I分冊』（昭和51年））。このような議論を踏まえ、一部には鶴田ら日本側委員の意見を取り込みながら、刑法典の編さんは進められていきました。

ここで行われたポアソナードと鶴田の討論・質疑は、正に西欧法と日本法との対話と理解の場であったといっても過言ではありません。

各府県の裁判実務担当者にとつては情報の増大と裁量の拡大を意味し、一方で、司法省の念願である司法権の回収からみれば、一時的にせよ目標に対する挫折を意味する『日誌』登載記事の取扱いをめぐる変化は、いわば、この二つの側面を象徴する出来事といえましょう。

情勢が挙げられそうです。明治五年（一八七二）以来、司法卿（現在の法務大臣）などの立場で司法制度改革に尽力してきた江藤新平と、彼を支えた司法省首脳部は、明治六年秋に起こった政変によって辞任しています。彼らの辞職と、これに伴う政治情勢の変化は、「伺^{うかがい}・指令裁判体制」の構築を目指していた司法省にとつて、一時的な政策の後退と戦略の変更を余儀なくされるものであったと考えられます。

「歴史を歩く」第十三回 飛鳥山公園、六義園

日本文化を象徴する花である桜は、『万葉集』に多く歌われ、『日本書紀』においても姫を褒めたたえる場面で比喩として使われるなど、既に奈良時代には(梅には及ばないまでも)美しい花として認識されていたようです。平安時代以降は梅に代わって最も愛される花となり、たとえば『枕草子』第二十三段には、桜の枝を生け花として飾る様子が描かれ、『徒然草』第百三十九段では、家の庭に植えた木の一つとして「重桜の魅力が語られています。『平家物語』に登場する「桜町の中納言」も有名で、これらの記事は、当時桜がどのように愛されていたかを知る手掛かりとなるといえるでしょう。

花見という文化が起るのも平安時代のことで、嵯峨天皇が宮中で催した宴が、最も明確な起源であるといわれています。この文化は長い時間をかけて次第に庶民に定着し、江戸時代には庶民の春の恒例行事として花見が行われるようになっていきました。今回は、そのような桜と花見の歴史に思いをはせながら、江戸時代以来の桜の名所飛鳥山公園を出発点に、駒込まで歩いてみることにしましょう。

飛鳥山公園は、JR京浜東北線王子駅の西側にあります。江戸幕府の八代将軍に就任した徳川吉宗は、政治改革の環として武士のたしなみである鷹狩りを復活させ(鷹狩りは、五代將軍綱吉の生類憐みの令以降禁止されていました)、その際にしばしば飛鳥山を訪れていました。飛鳥山

▼飛鳥山公園



東京都北区王子1丁目
最寄り駅: JR京浜東北線 王子駅南口下車 すぐ
都電荒川線 飛鳥山下車 すぐ



▼六義園



東京都文京区本駒込6丁目
最寄り駅: JR・地下鉄南北線「駒込」下車 徒歩7分
地下鉄三田線「千石」下車 徒歩10分

の地には鎌倉時代末期に熊野から勧請された王子権現があり、紀伊出身の吉宗にとつて、思い入れのある地であったと考えられます。享保五年(一七二〇)、都市政策の一環として、吉宗はこの地に山桜の苗木を植え、以降この地は江戸で暮らす町人が酒宴や仮装をしながら花見を楽しむ、日本最初の公園に指定されました。落語「花見の仇討ち」には、飛鳥山を舞台に趣向を凝らして花見をする当時の江戸っ子の姿が描かれています。

飛鳥山公園の西側を走る本郷通りに沿って南東にしばらく進み、独立行政法人国立印刷局滝野川工場の前を抜けて駒込駅を越えると、六義園があります。六義園は、五代將軍綱吉の側用人であった柳沢吉保が、和歌の世界を庭園で表現しようと設計させた回遊式の泉水庭園で、その名は『古今和歌集』の序文に記される「六義」にちなんでいます。明治に入り、昭弥太郎が購入して整備し、昭和十三年(一九三八)に東京市に寄贈されて、一般にも公開されるようになりました。ただし桜が有名で、この時期はライトアップされた夜桜も見ることが出来ます。

歴史の中の法律語(第十三回)「落着」

物事がうまく決着した時、「二件落着」などと言いますが、この落着という言葉も、かつて法律用語として使用されてきました。

江戸時代、幕府が行った裁判手続のうち、現在の刑事裁判に当たるものを吟味筋といいました。吟味筋においては、現在の検察官に相当する役割は存在せず、また弁護人の制度もありませんでした。裁判所の役割を担った町奉行所が、自発的に捜査や審理を行って被疑者を追及するシステムだったのです。

町奉行所の犯罪捜査は、告発や被害の届出などによって始まり、密告も盛んに行われました。捜査の中心となるのは町奉行所配下の与力・同心で、さらに彼らが私的に雇った岡引などが重要な戦力となっていました。捜査は尋や人相書の配布などによって行われ、逮捕のことを捕物などといって、その際には十手などの道具が用いられました。同心らは、逮捕した被疑者を下吟味として取り調べ、有罪と考えられる場合には町奉行所へ送致したのです。

町奉行所では、犯罪事実の認定と刑罰決定が行われましたが、未決勾留留置の場合には牢屋に収監されました(軽微な犯罪では公事宿が積極的に使用されました)。現在、牢屋という用語が刑務所に相当するものをイメージするかもしれませんが、正確には拘留所のことを指していたわけです。犯罪事実の認定では自白が重要視され、自白しない場合は拷問も行われましたが、八代將軍徳川吉宗の時代に制定された「公事方御定書」には拷問の実施が制限されており、実際には拷問が行われることはまれであったと考えられています。

自白調書(口書)が作成されると関係者が法廷(白州)に集められて町奉行が出席し、役人による口書の読み聞かせが行われて犯罪事実が確定しました。その後、慎重に刑罰の確定がなされましたが、吟味開始後六ヶ月を過ぎても解決しない事件は、吟味促進のために老中に届け出ることが定められており、裁判の進行は早かったと考えられています。

そして、最終的に白州に町奉行が出席し、「申渡」と題する判決文の読み聞かせが行われました。この判決の告知を、当時「落着」と呼んでいたのです。

法務史料展示室には平成七年の開館以来、多くの見学者が訪れています。限られたスペースの展示ですが、その展示品に見え隠れするエピソードや、日本の歴史にまつわる興味深い話を、この「法務史料展示室だより」でご紹介しております。